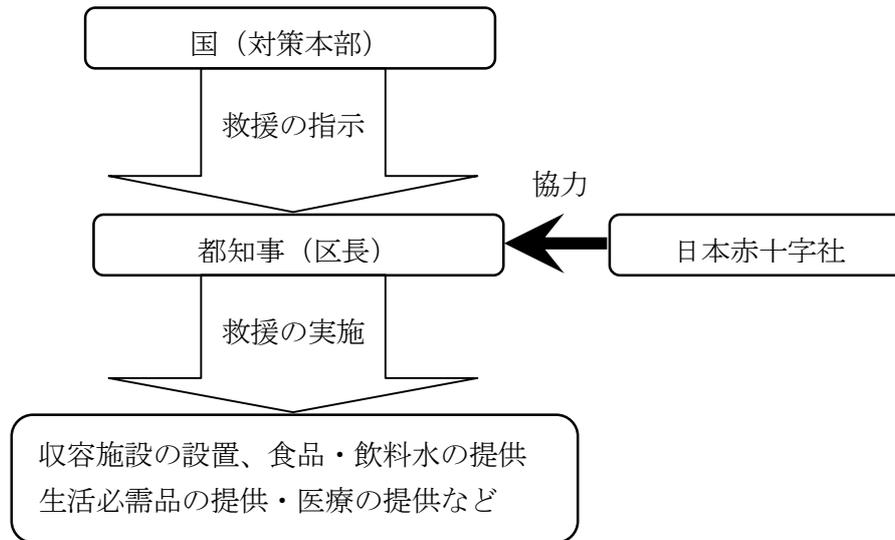


第6章 救援



1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

【都と区市町村間における役割分担】（東京都国民保護計画から抜粋）

都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村間の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているが、国民保護法第76条第1項^(*)の規定に基づき、その一部を区市町村が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○ 必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所・二次避難施設の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○ 緊急時における食糧・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

^(*) 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○ 都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○ 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施し、都は医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施する。
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○ NBC災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。 ○ 都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。 ○ 区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の捜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する
埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○ 区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。 ○ 都は区市町村からの報告を基に応急修理を実施する。
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。
行方不明者の捜索及び死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○ 区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○ 都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○ 区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。 ○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受け入れ口の特定を行う。 ○ 区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○ 区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

応急仮設住宅等の設置、運営	○ 都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅を設置し、原則として都営住宅に準じて管理する。 ○ 区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。
---------------	--

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他区との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送^(*)を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)。また、必要に応じて野外収容施設等を設置する。

① 避難所

- ・ 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず小学校に開設し、さらに必要がある場合は中学校の順で開設する。

^(*) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

- ・ 高齢者や障害者などの災害要援護者とその家族に対しては、専用の災害要援護者救護所を避難所内に設置する。
- ・ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

② 二次避難所

常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な災害要援護者とその家族に対しては、より専門的な体制を備えた二次避難所を、特別養護老人ホーム、養護学校等に設置する。二次避難所に移送する必要がある災害要援護者については、区が二次避難所と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。

(イ) 避難所・二次避難所の管理

- ・ 区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する^(*)（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）。
- ・ 区は、施設管理者、町会・自治会等協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。避難所では、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めることとする。

(ウ) 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・ 避難住民に対する食料等の配給
- ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 区（長）に対する物資・資材等の要請 等

(エ) 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部^(**)が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

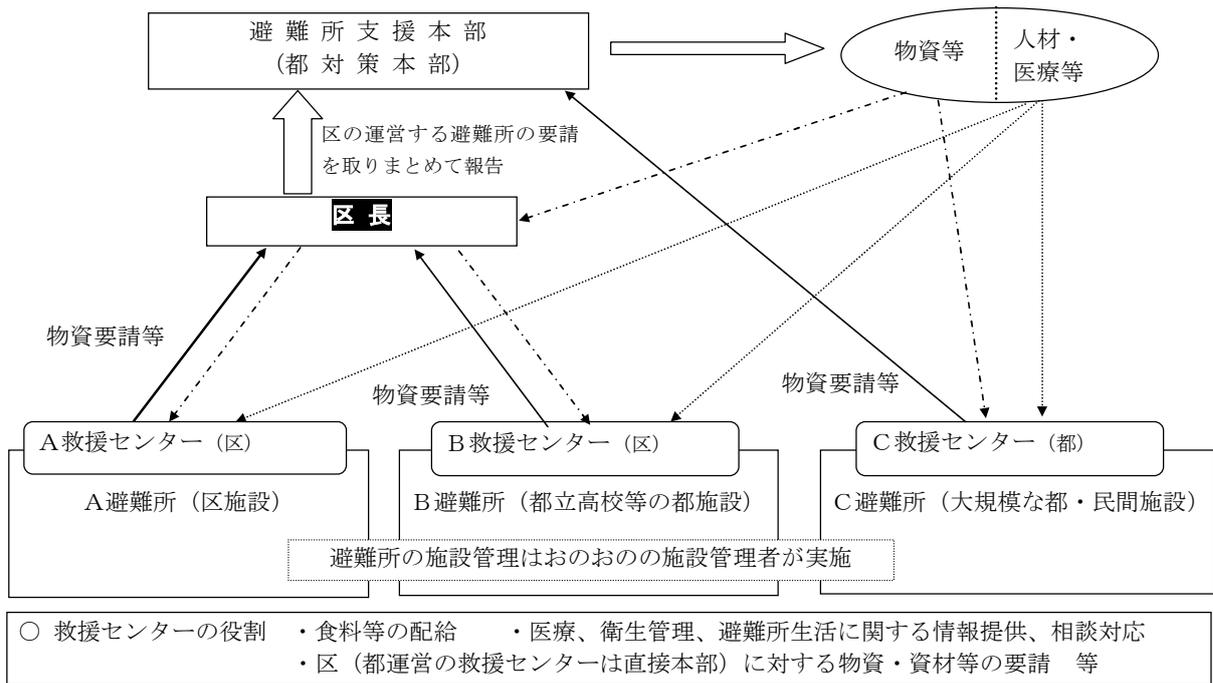
^(*) 電気・ガス・水道などの設備管理や維持補修など。

^(**) 都は、複数の区に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区による避難所運営を支援することとしている。

- ・ 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・ 応急医療の提供
- ・ 学用品の供給
- ・ 避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



イ 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。また、早急に必要戸数の把握に努めるほか、高齢者や障害者等、被災世帯の状況に配慮した対応を図ることとする。

(ア) 入居者の選定

① 入居資格

次の全てに該当する者とする。

- ・ 住家が全焼、全壊又は流出した者
- ・ 居住する住家がない者
- ・ 自らの資力では住家を得ることができない者

② 入居者の募集・選定

- ・ 入居者の募集計画は被災状況に応じて都が策定し、区に住宅が割当てられ、区が被災者に対して募集を行う。
- ・ 入居者の選定は、都が策定する入居基準に基づき区が行う。

③ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は区が行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、緊急時における食料・生活必需品の給与については、都及び区における備蓄品を活用するものとする。

ア 食品の給与

- ・ 緊急時において、都から食品給与の要請を受けた場合は、防災備蓄物資を活用する。

(ア) 調達

区は都との役割分担に基づき、品目等に応じて、区及び都の備蓄又は調達により給与する。

(イ) 輸送

区は、区対策本部による調達車両（雇上げ）を主体とするとともに、区所有車を併用し、区及び都の調達食品を、避難所又は災地区の給食を必要とする者に緊急輸送を行う。なお、避難所への輸送は、避難所等からの給食所要量の調査報告に基づき実施する。

(ウ) 集積地

区役所を基本とする。また、状況によっては、小・中学校等他の区施設において適当な場所を選定する。

(エ) 給与

り災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、状況により、収容者以外で日常の食糧を欠くり災者に対しても実施する。なお、給与に当たっては、災害要援護者を優先して行う。

イ 飲料水の給与

- ・ 武力攻撃災害の発生により、水道の使用が不能又は困難になったときは、区は直ちに都に対し、応急給水を要請する。
- ・ 給水が不能又は困難な状況も想定し、都（水道局）の応急給水計画を補完する区独自の給水対策の整備に努める。
 - ・ 給水資機材は、防災対策のものと兼ねるものとする。

(ア) 区が行う給水活動

区は、都（水道局）による給水活動を補完する立場から次のような給水活動を行う。

- ・ 事態発生直後に水道水の給水が困難な場合は、小・中学校及び区施設等に配備したろ過機により、学校のプールの水及び飲料水貯水槽の水をろ過し、被災者に給水する。
- ・ 区は、都水道局が行う給水活動を都区役割分担に基づき支援し、被災者への給水を行う。
- ・ 各給水拠点から飲料水を輸送し、避難所を中心に区民への給水を行う。

(イ) 生活用水の確保

区は、雨水利用の推進や既存井戸の活用等により、生活用水の確保に努めることとする。

ウ 生活必需品の給与等

生活必需品の備蓄は、防災の備蓄と兼ねるものとし、区は都との役割分担に基づき、都が実施するまでの応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

(ア) 調達

- ・ 区は都との役割分担に基づき、品目等に応じて、区及び都の備蓄又は調達により給与する。
- ・ 区の調達数量に不足を生じたとき又は調達不可能なときは、区は都に調達を要請す

る。

(イ) 輸送及び集積地

・ 第1次輸送

長期避難収容者救護を第一とし、各避難所に対し雇上げ自動車を主力として備蓄品の輸送を行う。

・ 第2次輸送

第1次輸送の例により、順次調達品を輸送する。

・ 輸送コース

状況に応じ迅速かつ安全なコースを選定する。

(ウ) 集積地

集積拠点は、区役所とする。給与時の集積地は、各避難所又は区施設とする。

(エ) 給与

・ 主として避難所のり災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮のり災者に対しても状況により実施する。

・ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下順次に行う。

(3) 医療の提供及び助産

区は、避難所が設置され、その他医療の提供及び助産の必要を認めるときは、医療の提供及び助産の態勢をとるとともに、医療救護所又は現場に職員を派遣する。また、防災で締結した区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協力協定を活用し、それらの機関に協力を要請するとともに、都に対しても協力を要請するものとする。

ア 医療に関する情報の収集及び提供

事態発生時には、主な医療機関に配備した防災行政無線等を活用し、医師会及び医療機関と連絡をとり、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等について把握し、都に報告する。

また、区は相談窓口等を設置し、都と協力して^(*)、避難住民に対して、避難所周辺の利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

また、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・ 医薬品、医療資材の補充
- ・ 都医療救護班の派遣
- ・ 都医師会等に対する派遣要請
- ・ その他広域的な応援要請

(ア) 医療救護班等の派遣

^(*) 区の役割

- ・ 医療…医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区が行うものとし、都は区からの要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣要請や広域的な応援要請を行う。
- ・ 保健衛生…区及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとする。

区は、医療救護活動を実施するため、医師会の協力を得て医療救護班を、また歯科医師会の協力を得て歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。また派遣状況について都へ報告する。

また、区は医療救護所に薬剤師会の協力を得て、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班を派遣する。

(イ) 医療救護所の設置等

区は、医療救護所を設置し、医療救護班等は、医療救護所において医療救護活動を実施する。

区は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都へ報告する。

(ウ) 医療救護所の設置場所

医療救護所は、両保健センター及びすみだ福祉保健センターのほか、状況を勘案の上、必要に応じ次の場所に設置する。

- ・ 500人以上の避難所
- ・ 二次避難所（高齢者、障害者など介護を要する者などの専用避難所）
- ・ 医療機関
- ・ 災害現場

ウ 患者の搬送

区は、都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院^(*)等の後方医療施設^(**)への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 区や都の派遣する医療救護班等が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

エ 資器材の備蓄

医療救護活動に必要な資器材等は、防災の備蓄と兼ねるものとする。

区の保有する資器材、薬品等が不足したときは、区は、薬剤師会に対し、薬品等の優先供給を要請する。

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁又は東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 火葬

区は、武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に火葬を行う。

ア 火葬体制

(*) 区内災害拠点病院は、東京都立墨東病院及び白鬚橋病院

(**) 後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

(ア) 火葬体制の確立

区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

(イ) 広域火葬体制の実施

事態の規模に応じ、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは火葬を行うことが困難であると判断した場合は、都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制（広域火葬体制）に関する応援・協力を都に要請する。その際、区は住民に対する周知や遺体搬送手段の確保等、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

イ 火葬の内容

棺（付属品を含む。）、火葬（人夫費を含む。）、骨つぼ及び骨箱

ウ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

(ア) 区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬する。

(イ) 区は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、別に定める期間内に引取品の判明しない場合は身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

ア 修理の対象

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理ができない者を対象とする。

イ 修理の基準

修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

ウ 住宅の選定

区は、被災者の資力その他の調査等に基づき、都が定める選定基準により、選定する。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配布する。

(9) 行方不明者の捜索並びに遺体の捜索及び処理

区は、警視庁又は東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と調整のうえ、次のとおり実施する。

ア 遺体の搜索

区は、避難の指示の解除後又は武力攻撃により新たに被害を受ける恐れがない場合、都と協議し、都、警察、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。

イ 遺体の搬送

区は、都と連携し、作業員の雇上げ又は警視庁等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

ウ 遺体の収容等

(ア) 遺体の収容

区は、区施設等に速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意したうえで遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。区は、遺体収容所に必要な資器材等について備蓄に努めるとともに、これらが不足した場合の調達の体制をあらかじめ確立しておく。

また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

(イ) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届けの受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

(ウ) 遺体の一時保存

遺体の識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(エ) 遺体の洗浄等

区は、都と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

(オ) 遺体の身元確認

区は、遺体の身元を確認し、納棺する。

エ 検視・検案等

(ア) 検視・検案に関する連携

区は、都と連携し、医療活動と秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるよう関係機関と連携を図る。

(イ) 検視・検案に関する機関別活動内容

区は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに公共施設や寺院等に遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警視庁に報告する。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺^(*)に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(**) これらを除去する。

ア 除去の対象

区は、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去について、次の条件に該当する住居等を早急に調査のうえ、実施する。

- (ア) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれていること。
- (イ) 障害物のため一時的に居住できない状態にあること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。

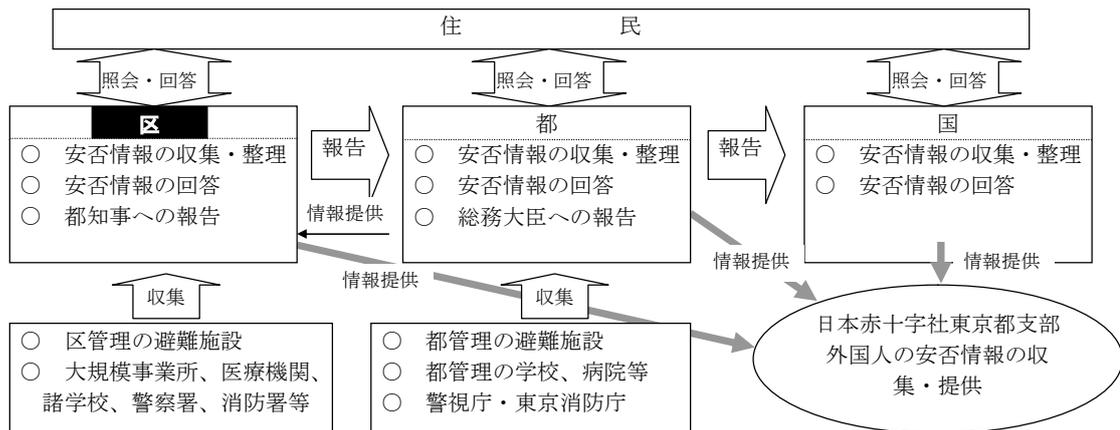
^(*) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関

^(**) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

《安否情報の収集、整理及び提供の流れ》



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民の誘導の際又は避難所等において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行う。

また、区は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。

《収集の役割分担》

- ・区・・・区管理の避難施設、区の施設(学校等)、区域内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署等
- ・都・・・都管理の避難施設、都の施設(学校・病院等)、警視庁、東京消防庁等

ア 収集の様式

安否情報の収集は、安否情報省令に定める様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は区長が適当と認める方法によることができる。

イ 収集の方法

区対策本部国民保護救護部は、避難住民等から任意で聴取し、所定の様式により、避難所等からFAX、電子メール、連絡員等を介し、区対策本部国民保護総務部へ報告する。

区対策本部国民保護総務部は、医療機関、大規模事業所等の安否情報を保有している関係機関から、所定の様式を使用し、FAX、電子メール、連絡員等により、情報を収集する。

なお、これらの方法によることができない場合は、防災行政無線、災害時優先電話など

での収集を行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に定める様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で都に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 区は、安否情報の照会窓口、電話・FAX番号、メールアドレスについて、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として区対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に定める様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報という。」）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行ったうえで、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

上記の場合において、区は、安否情報省令に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照会を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に定める様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷して

いるか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることにかんがみ、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）にのっとり、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

特に、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
（都知事） 殿
（区長）

申請者

住所（居所）

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限り。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

総務大臣
(都知事)
(区 長)

年 月 日付で照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。

被難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限り。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第8章 武力攻撃災害への対処

第2 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

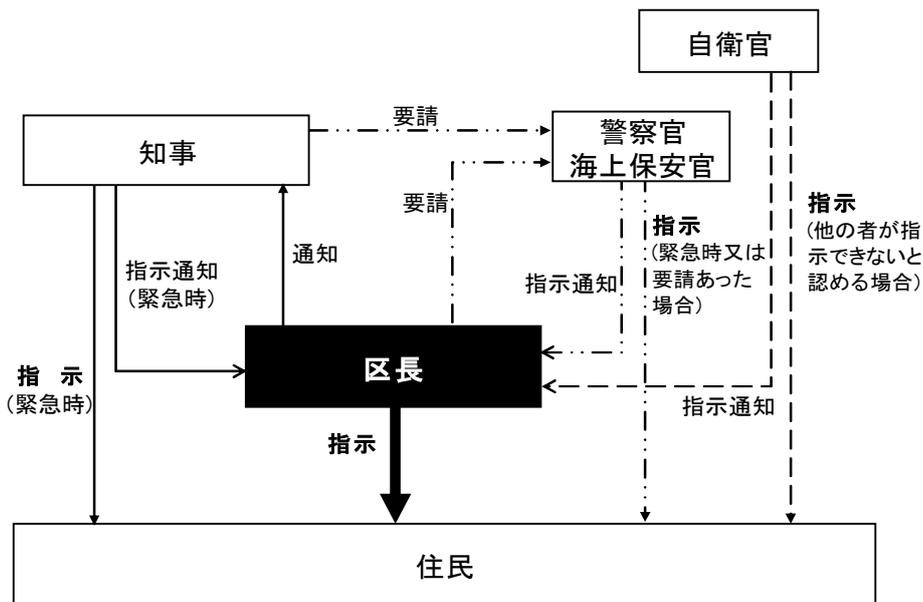
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第3 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する^(**)。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合

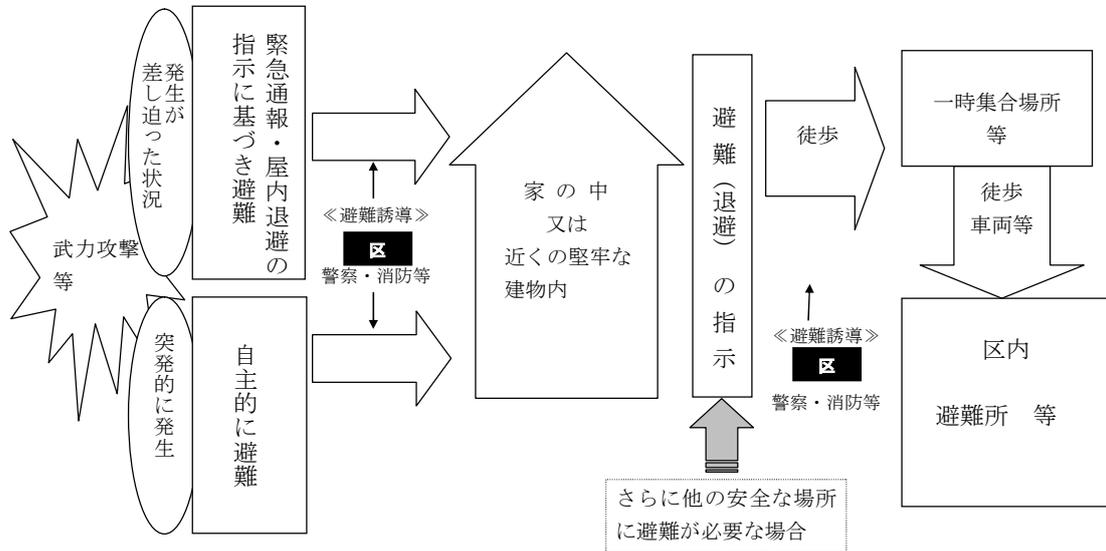
^(*) 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるための緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している区長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。この権限は、都知事、警察官等にも補完的に付与されている。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

^(**) 周辺地域では速やかに避難場所等へ避難した方が安全な場合もありうる。そのような場合は、地域を区分して異なる退避を指示する。

において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（一例）】

○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時。

標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定^(*)を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件^(**)の除去、保安その他必要な措置を講ずべきこ

^(*) 警戒区域の設定は、武力攻撃災害が急迫している場合において目の危険を防止するための個々の現場における応急措置として、区長が行うものである。この権限は、都知事、警察官等にも補完的に付与されている。

^(**) 危険物の入った大量のドラム缶など。

とを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ^(*)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ア 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保

^(*) triage 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送治療を行うこと。

保のための必要な措置を行う。

- イ 区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第4 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部長等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応^(*)を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

ア 対象

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒

^(*) 生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）

物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

イ 措 置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号)

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

なお、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止に関し、危険物質等のうち消防法第2条第7項の危険物については、東京消防庁が上記の措置を行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要に応じて警備の強化を求めるほか、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

第5 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁、東京消防庁等関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物

質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性（*）に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

号番号	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

【国民保護法施行令第31条第1項及び第3項に基づく通知事項】

番号	通知事項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合は、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(1) 情報の収集

ア 国民保護総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集に努めなければならない。

イ 国民保護総務部長は被害状況等収集のため必要があると認めるときは、区本部長室の審議を経て、調査員を派遣することができる。

ウ 情報の伝達は、特に迅速・正確を期し、防災行政無線、連絡員（伝令）等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼しておくものとする。

(2) 区本部長室に対する報告

ア 区対策本部各隊は、武力攻撃災害が発生したときから、当該災害に対する対処が完了するまで、それぞれの所掌事務について国民保護総務部総務隊に報告する。

被害の大小にかかわらず現況把握次第、直ちに報告するものとし、報告した後も、指定する時間までに被害をとりまとめて報告する。

イ 報告事項及び報告主管隊は、下表のとおりである。

報告事項	報告主管部
人家屋被害	国民保護総務部総務隊
商工業被害	国民保護総務部総務隊
公共土木施設被害	国民保護建設部庶務隊
区有財産被害	国民保護総務部総務隊
教育施設被害	国民保護教育部教育庶務隊

2 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等との連絡を密にする。

3 区は、被災情報の収集に当たっては、都^(*)に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

4 区は、第1報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
墨田区

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 墨田区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

町名	年月日	性別	年齢	概況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し^(*)、巡回健康相談等を行うため、国民保護保健衛生部保健衛生隊の下に保健活動班を編成して避難所等に派遣する。保健活動班は、保健センター（保健指導担当）により編成する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

保健活動班の活動内容は、次のとおりとする。

- ・ 避難所における健康相談
- ・ 地域における巡回健康相談
- ・ 乳幼児及び高齢者等の救護

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 防疫医療班の編成と活動

被災地において防疫活動を実施するため、国民保護保健衛生部保健衛生隊の下に防疫医療班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 検病調査及び健康診断等

全般的な検病調査を行い、被災地の伝染病発生状況を把握し患者の早期発見に努めるとともに健康診断を実施し、応急的治療を行うものとする。

(イ) 臨時予防接種

災害の状況及び災害地の伝染病発生状況により予防接種の対象及び期間を定めて実施する。

(ウ) 災者に対する衛生指導

避難所内のり災者及びその他の一般り災者に対し、台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗いの励行等の指示を行うものとする。

(エ) 予防宣伝

防疫医療班は、広報隊と協力し、伝染病予防教育を行うとともにポスターの掲示、ビ

^(*) 区及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとする。

ラの配布、拡声機の使用等により予防宣伝を実施する。

イ 環境衛生指導班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護保健衛生部管理隊の下に環境衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする

(ア) 関係施設の貯水槽の簡易検査

(イ) 仮設店舗等の衛生検査

(ウ) ねずみ族・昆虫の駆除及び消毒班に関すること。

(エ) 被災地域の動物の保護管理及び避難所等におけるペット飼育の衛生指導

ウ 消毒班の衛生活動

(ア) 避難所の消毒

避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後避難所管理者等の協力を得て適宜実施する。

(イ) ねずみ族・昆虫の駆除

殺鼠剤の配布及び災害発生状況により期間を定めて混合油剤等の散布を行うものとする。

(ウ) 下水等の消毒

下水その他不潔な場所の消毒を行う。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

ア 食品衛生指導班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護保健衛生部管理隊の下に食品衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする。

(ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

(イ) 食品集積所の衛生確保

(ウ) 避難所の食品衛生指導

(エ) その他食料品に起因する危害発生の防止

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 区は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 区は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区との応援等に係る要請を行う。

(3) 廃棄物処理態勢

ア ごみ処理

(ア) 作業班の編成と活動

武力攻撃災害の状況に応じ、国民保護環境部清掃隊の下に作業班を編成し、ごみの収集及び運搬に係る活動を行うものとする。

(イ) 処理方法

- ・ 区は、武力攻撃災害発生後の道路事情等により通常の収集が困難な間に滞留することが予想されるごみについて、速やかに人員・機材を確保し、関係機関と連携した初動態勢の確立により、迅速、効率的に処理する。
- ・ 災害時のごみは、分別を徹底させ、臨時集積所に排出するよう指導する。
- ・ ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

イ し尿処理

(ア) 協定の締結等

区は、武力攻撃災害時のし尿処理を円滑に行うため、し尿処理能力を有する機関との協定の締結等を図るものとする。

(イ) 処理方法

- ・ し尿処理は原則として井戸、プール水、雨水貯留等によって水を確保することにより、下水道機能を有効活用して行う。
- ・ 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は、収集し、原則として水再生センター又はし尿受入人孔への投入により、処理する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施すること（水道事業を営まない団体にあっては「生活基盤等を確保すること」）から、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。